

【建設工事：予定価格6,000万円以上】条件付一般競争入札の実施について

本市が発注する**予定価格が「6,000万円以上」の建設工事**で、条件付一般競争入札を実施する案件の入札参加資格は、次のとおりです。

1 対象

■ **共同企業体**

土木一式（Aランク）、建築一式（Aランク）、電気（Aランク）、管（Aランク）、水道施設（Aランク）、造園（Aランク）、塗装、防水工事を対象とし、業種ごとに共同企業体の構成や予定価格の区分、手持制限（金額）等を設定します。

業種		土木一式	建築一式	電気・管・水道施設・造園	塗装・防水
予定価格	2者：出資比率30%以上	1億円以上 1億5千万円未満	1億5千万円以上 3億円未満	1億円以上	6千万円以上 9千万円未満
	3者：出資比率20%以上	1億5千万円以上	3億円以上	-	9千万円以上
手持制限（※）		1億円以下	1億5千万円以下	1億円以下	6千万円以下
実績要件（構成員共通）		当該年度を含む過去6か年度において、国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了している実績があること。	当該年度を含む過去11か年度において、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の1棟当たりの延床面積が1,000㎡を超える新築工事又は増築、改築工事を元請で施工、完了している実績があること。	当該年度を含む過去6か年度において、国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了している実績があること。	当該年度を含む過去6か年度において、国又は地方公共団体等の発注工事を元請で施工、完了している実績があること。

※ 本市（上下水道局を含む）及び宮崎市土地開発公社が発注した案件と同業種の工事で、完了していない（落札・落札候補者となっている案件を含む）ものの合計額。

■ **単独**

土木一式（Aランク）、建築一式（Aランク）、電気（Aランク）、管（Aランク）、水道施設（Aランク）、造園（Aランク）、交通安全施設、舗装、機械器具設置、法面、下水道管渠維持補修、その他工事を対象とし、業種ごとに手持制限等を設定します。

業種		土木一式・電気・管・水道施設・造園	建築一式	下水道管渠維持補修	舗装・機械器具設置・法面	交通安全施設・その他工事（※1）	
予定価格		6千万円以上 1億円未満	6千万円以上 1億5千万円未満	6千万円以上	6千万円以上	6千万円以上	
手持制限	金額（※2）	6千万円以下	6千万円以下	6千万円以下	6千万円以下	-	
	件数	-	-	-	-	第1希望 当該業種で 1件以下	第2希望以下 全ての業種で 手持工事なし
実績要件		当該年度を含む過去6か年度において、国又は地方公共団体等が発注した同業種の建設工事で、発注案件の予定価格を超える工事を元請で施工、完了した実績があること。	当該年度を含む過去11か年度において、国又は地方公共団体等が発注した建築一式工事で、発注案件の予定価格を超える工事を元請で施工、完了した実績があること。	国又は地方公共団体等が発注した発注した下水道管渠維持補修工事（日本下水道事業団又は（公財）下水道新技術推進機構による技術審査・証明を得ている工法に限る）を元請で施工、完了していること。	当該年度を含む過去6か年度において、国又は地方公共団体等が発注した同業種の建設工事で、発注案件の予定価格を超える工事を元請で施工、完了した実績があること。		

※1 その他工事は、屋根、解体、消防施設、フェンス、鋼構造、建具、内装仕上、電気通信、さく井、とび・土工・コンクリートを指します。

※2 金額は、本市（上下水道局を組む）及び宮崎市土地開発公社が発注した案件と同業種の工事で、完了していない（落札・落札候補者となっている案件を含む）ものの合計額。

2 共同企業体の代表者における経営事項審査の総合評定値

共同企業体の代表者における経営事項審査の総合評定値は、上位から定数の者が対象となるように設定します。例えば、土木一式工事における総合評定値は、3JVの場合、代表者の対象が15者以上となる経営事項審査の評定値を設定しますが、その評定値は、参加資格要件を満たす者が15者となる総合評定値を基準に、当該総合評定値以下で、最も近い50の倍数である総合評定値になります。

< 2億円（3JV）の土木一式工事の例 >

16位の業者の総合評定値が950点であり、17位の業者の総合評定値が942点である場合、JVの代表者の対象は上位の16業者となり、総合評定値を950点以上に設定することになります。

共同企業体の構成	土木一式	建築一式	電気・管・水道施設・造園	塗装・防水
2者	20者以上が対象となる土木一式工事における経営事項審査の総合評定値以上	30者以上が対象となる建築一式工事における経営事項審査の総合評定値以上	10者以上が対象となる各業種における経営事項審査の総合評定値以上	15者以上が対象となる塗装工事における経営事項審査の総合評定値以上
3者	15者以上が対象となる土木一式工事における経営事項審査の総合評定値以上	20者以上が対象となる建築一式工事における経営事項審査の総合評定値以上	-	10者以上が対象となる塗装工事における経営事項審査の総合評定値以上

3 参加資格要件

(1) 基本要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- ② 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者あっては、当該手続開始後、本市の競争入札参加資格の再認定を受けていること。
- ④ 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- ⑤ 本工事の告示日から入札参加資格の確認日までの間で、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年告示第198号）による指名停止を受けていない者であること。
- ⑥ 入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(2) 共通要件

① 全業種

- ア 宮崎市内に本店を有すること。
- イ 宮崎市競争入札参加資格名簿に発注案件の業種登録がある者
- ※ 法面工事は、土木一式工事の名簿登録があり、建設業法に定める「とび・土工・コンクリート工事」の許可を受けていること。
- ウ 等級格付がある業種において、Aランクに登録がある者
- エ 入札に参加しようとする案件の業種において、有効な経営事項審査結果通知書を有する者
- オ 当該年度を除く過去2か年度に受注し、完了した建設工事があるときは、宮崎市工事検査要綱に定める工事成績表の評定が65点以上であること。
- カ 主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること（8千万円未満の建築一式工事を除く）。
- ※1 主任技術者及び監理技術者は、入札に参加しようとする者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
- ※2 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了した日から5年を経過していない者であること。

② 業種別

ア 建設業の許可

□ 共同企業体

業種	建設業の許可区分	
	代表構成員	構成員
土木一式・建築一式・電気・管・水道施設・造園	建設業法第3条第1項の規定に基づく各業種に係る特定建設業の許可を受けている者であること。	建設業法第3条第1項の規定に基づく各業種に係る特定又は一般の建設業の許可を受けている者であること。
塗装・防水	建設業法第3条第1項の規定に基づく各業種に係る特定又は一般の建設業の許可を受けている者であること。	建設業法第3条第1項の規定に基づく各業種に係る特定又は一般の建設業の許可を受けている者であること。

□ 単独

業種	建設業の許可区分
土木一式・建築一式・電気・管・水道施設・造園・交通安全施設・舗装・機械器具設置・下水道管渠維持補修・法面・その他工事	建設業法第3条第1項の規定に基づく各業種に係る特定又は一般の建設業の許可を受けている者であること。

イ 配置予定技術者

□ 共同企業体

業種	配置予定技術者	
	代表者	構成員
土木一式・造園	建設業法に定める各業種における1級施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。	建設業法に定める各業種の1級施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。
建築一式	建設業法に定める1級建築施工管理技士又は建築士法にいう1級建築士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。	建設業法に定める1級建築施工管理技士又は建築士法にいう1級建築士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。
電気・管	建設業法に定める各業種における1級施工管理技士の資格を有する者で、かつ、監理技術者資格者証の交付を受けている者を監理技術者として専任で配置すること。	建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。
水道施設・塗装・防水	建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。	建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。

□ 単独

業種	建設業の許可区分
土木一式・電気・管・造園・舗装・法面・下水道管渠維持補修	建設業法に定める1級施工管理技士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。
建築一式	建設業法に定める1級建築施工管理技士又は建築士法にいう1級建築士の資格を有する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。ただし、請負金額が8,000万円未満となる場合は専任で配置する必要はない。
水道施設・塗装・防水・交通安全施設・機械器具設置・その他工事	建設業法第7条第2号イからハのいずれかに該当する者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置すること。

【参考】総合評価落札方式の適用について

共同企業体を対象とする建設工事で、市内に本店を有する業者だけでは対応が難しい案件、又は共同企業体ではなく、単独の業者による受注が適当な案件には、総合評価落札方式（簡易型・特別簡易型）を適用します。